

## 自社株式の買取り価額と 課税関係（個人取引）

会社の代表者一族の一員（個人）が、その株式の所有割合を高めようとして、他の株主（従業員や取引先等）から一定の決まった金額にて買取りを実施するケースがあります。この買取りは、親族間ではなく、第三者間の任意の取引として行われるわけですが、何か問題が生じることがないか検討します。

### 1. みなし贈与の考え方

租税法では、民法上相続または贈与に該当しなくても、一定の事由で財産を取得した場合には、相続または贈与によってその財産を取得したものととして、課税するものとしています。

すなわち、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」には、その財産の譲渡があった時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその財

産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなされます。

### 2. 第三者間取引の考え方

「著しく低い価額の対価」の判定においては、第三者間取引のように、恣意的な取引の恐れが少ない場合には、当事者間の取引価額が尊重されるべきであって、贈与とみなすべきではないとする考え方もあります。

しかし、最近の裁判例では、第三者間の取引であっても、上記（1）のみなし贈与の適用があり得るとする考え方が採用されています。

### 3. 時価の考え方

この株式の例では、その「時価」がいくらであるかが最も重要視されます。

このような非上場株式（取引相場のない株式）の「時価」については、最も算定が困難なために、実務上では、国税庁の財産評価基本通達の定めをベースにして評価されています。

色々な問題を包含していますので、第三者間の取引でも細心の注意が必要です。

## ナマの税務相談室

**Q** 父太郎の急逝、更に1ヵ月後母信子の急逝、両人の告別式への参列感謝します。私は長男のM一郎です。二人の相続税に頭を痛めています。

**A** 大変でしたね。今年はM家自宅地の路線価は1㎡120万円余と上昇しています。

**Q** そのお話と関連しますが、父の相続税について、亡母は配偶者控除も小規模宅地特例も適用なしということですか、協議分割に参加不能ということですか？

**A** ご両親の急逝後まだ1ヶ月余、よくご研究されています。

**Q** 先生、自宅地230㎡は父所有ですが2億7千万円余にもなり、所有の預貯金1000万円と併せて遺産3億円弱です。自宅建物は母所有です。

**A** M一郎さんご心配に及びません。亡母上の配偶者控除並びに小規模宅地（特定居住

## 相続税通達に 涙あり

用）が、残った共同相続人M一郎、M二郎の分割協議によって配偶者が取得したものととして成立すれば、二つの特例が併せ受けられます。庁通達によります。

**Q** 先生、亡母が配偶者の税額軽減を受けられるということは、一郎、二郎の協議の内容として、亡母が宅地のすべてを取得したものととして取り扱われるということですね。

**A** まさしくそうです。登記手続は死亡配偶者の財産取得として、少し説明を。

**Q** 小規模宅地の件は理解できます。特定居住用宅地として、一郎、二郎が選択したもので、母は永年この土地に父と居住していた。かつ、分割要件を満たしています。

**A** よく理解されました。分割協議書は一郎、二郎のご両名で作成してください。私がチェックします。後は母上の二次相続ですね。

[参考] 基通19-2-5 措通69-4-6

## ナマの税務相談室